

徳島県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(徳島県教育委員会公印規程の一部改正)

第一条 徳島県教育委員会公印規程(昭和三十六年徳島県教育委員会訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、室長印及び室印」を削り、「失い」を「失い、」に改める。

第四条第一項中「教育長印、」を「教育長印及び」に改め、「及び副教育長印」を削り、「管守し」を「管守し、」に、「新調(行政組織の改廃等のため新規に作成することをいう。以下同じ。)」を「廃棄を」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「、室長印及び室印」及び「、室長」を削り、「当該教育機関」を「教育機関」に、「改刻し及び新調」を「及び新調、改刻又は廃棄を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 副教育長印は、教育政策課長がこれを管守し、及び副教育長の承認を受けて新調(行政組織の改廃等のため新規に作成することをいう。以下同じ。)、改刻又は廃棄をするものとする。

第九条中「第四条第三項の規定により管守責任者の」を「その」に、「当る」を「当たる」に、「公印並びに」を「公印、」に、「管理し」を「管理し、」に改める。

「

」

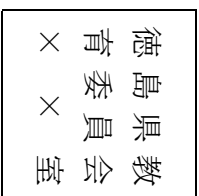
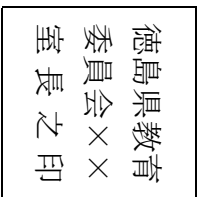
教育長印

教育印

別表中

及び

を削る。



(20×20)

(30×30)

(情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程の一部改正)

第二条 情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程(平成元年徳

島県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「徳島県教育委員会事務局の課(室及び課内室を含む。以下同じ。)」の長、「」を「課等(徳島県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号)第五条第一項に規定する課及び同規則第五条の二に規定する課内室をいう。以下同じ)の長及び」に改め、「及び徳島県立学校(以下「県立学校」という。)」の長を削り、「課、」を「課等及び」に改め、「及び県立学校」を削り、本則の第三号1中「第八十二条」を「第八十二条第一項及び第二項」に改め、同号3中「第九十三条」を「第

九十三条第一項及び第二項」に改め、同号4中「第百一条」を「第百一条第一項及び第二項」に改め、本則の第四号を本則の第五号とし、本則の第三号の次に次の一号を加える。

四 個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）第三条第一項の規定による登録

（徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正）

第三条 徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成六年徳島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「及び室」を削る。

（徳島県教育委員会法令審査会規程の一部改正）

第四条 徳島県教育委員会法令審査会規程（平成六年徳島県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「教育委員会規則」を「徳島県教育委員会規則」に、「に掲げる課（室を含む。以下同じ。）」を「第一項に規定する課」に、「及び」を「その他の」に改める。

（徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部改正）

第五条 徳島県教育情報ネットワーク運営規程（平成十八年徳島県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、教育情報ネットワーク」を「教育情報ネットワーク」に改める。

第二条第六号中「三月二十一日」を「徳島県」に、「第一条に規定する学校」を「第二条に規定する徳島県立学校」に、「三月三十一日」を「徳島県」に、「第五条」を「第五条第一項」に改め、「室並びに」を削り、同条第七号中「徳島県立総合教育センター所長」を「教育DX推進課長」に改める。

（徳島県教育委員会公文書管理規程の一部改正）

第六条 徳島県教育委員会公文書管理規程（令和六年徳島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び室」を削る。

第四条第二項中「（組織規則第五条に規定する室にあっては、当該室の長が指定する者）」を削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。